

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 経営改善課	
件 名	犬山市新公会計財務書類作成支援業務	
契 約 内 容	新公会計制度に基づき、財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）等財務書類を作成するための支援業務。	
契 約 期 間	平成29年9月1日から平成30年3月15日	
契 約 締 結 日	平成29年8月31日	
契 約 相 手 方	ジャパンシステム株式会社	
契 約 金 額	2,991,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>平成28年度決算における財務諸表等財務書類を作成するにあたり、膨大な資産及び執行データの処理と検証が必要となる。また、適切な資産計上や会計処理についても、実績のある公認会計士等による専門の見地からの助言が必要となるため、財務書類作成支援業務委託を行う。</p> <p>現在、財務書類の作成については、平成25年度にプロポーザルで実施した「犬山市新公会計財務書類作成支援及び関連システム構築業務企画提案競技」で選定された、ジャパンシステム株式会社が提供する新公会計財務書類作成支援システムを使用している。（契約期間：平成26年2月1日から平成31年1月31日）</p> <p>そのため、改めて別の業者との支援業務委託を行うよりも、現在稼働中のシステム利用を前提とした支援を受けることが最も効率的及び合理的であることから、システム提供者であるジャパンシステム株式会社に業務委託する必要があるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 経営改善課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 税務課	
件 名	鑑定評価時点修正業務	
契 約 内 容	市町村が指定する地点における平成29年1月1日から平成29年7月1日までの間の不動産鑑定評価価格の時点修正率を査定する業務	
契 約 期 間	平成29年8月1日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年8月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	
契 約 金 額	2,066,806円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>固定資産の評価は、地方税法第349条により基準年度から3年間据え置くこととなっていますが、固定資産評価基準第12節第2により、評価替えの価格調査基準日に算定した額から半年分の下落修正が認められているため、不動産鑑定士に地価の下落状況を確認してもらう業務を委託しています。</p> <p>見積徴収業者である愛知県不動産鑑定士協会は、不動産鑑定士が組織する愛知県内唯一の公益社団法人であり、地価公示価格や地価調査、隣接市町村の標準宅地鑑定評価に精通しており、効率的かつ効果的に高い水準で業務を遂行する能力を有しているため、随意契約を締結するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者あんしん相談センターシステムデータ移行設定業務委託	
契 約 内 容	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）で使用しているシステム機器を入れ替えするにあたり、高齢者相談等の支援を滞りなく行うため、現在使用している機器からデータを新たな機器に移行設定する業務を委託する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 フューチャーイン	
契 約 金 額	7,223,904円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	システムの根幹をなすソフトウェア（すこやかサン）の著作権を持つ業者と連携関係があり、ソフトウェアに関する専門的知識や技能を持ち、障害発生時の緊急対応ができるように近隣に営業拠点のある業者は選定業者に特定されることから、競争入札に適さないものであるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	犬山市認知症初期集中支援事業業務	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、認知症初期集中支援チームに係る業務。適切な医療や介護サービスに繋がっていない対象者に対する訪問支援、介入方法などを関係者間で検討する会議の開催、認知症に関する普及啓発活動等を実施する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	
契 約 金 額	7,223,904円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>チームを構成するメンバーとして、医療系専門職、介護系専門職、専門医を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、認知症に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：平成29年9月1日から平成30年3月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	調整池除草工 一式	
契 約 期 間	平成29年8月3日 ～ 平成29年8月10日	
契 約 締 結 日	平成29年8月2日	
契 約 相 手 方	小島施設株式会社	
契 約 金 額	252,720円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、四季の丘地内調整池について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、良好な居住環境を維持するため早急に対応する必要がある。</p> <p>なお、先に小島施設(株)と契約している都市公園等除草業務委託（四季の丘緑地外2）と同一区域内であり合わせて施工することで、工期の短縮、合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	除草工 一式	
契 約 期 間	平成29年8月3日 ～ 平成29年8月23日	
契 約 締 結 日	平成29年8月2日	
契 約 相 手 方	(株)森藤組	
契 約 金 額	151,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市民からの通報により排水路から隣接地へ越境している草等进行处理するもので、良好な居住環境等を維持するため早急に対応する必要がある。当該箇所に精通している地元業者の(株)森藤組に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため随意契約を行う。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課